

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収)の第1〜3期分および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、11月30日(火)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず、納付できない場合は、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852〜1854

平成20年1月1日に存在し、令和3年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度分に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

注対象面積は居宅部分の120㎡までです。

対象住宅

- ▽専用住宅
- ▽延床面積に対し2分の1以上が居宅部分である併用住宅
- ▽分譲マンションなどの区分所有家(原則、専有部分のみが対象)

注賃貸住宅は除く。

要件

- ▽改修費用の自己負担額が50万円を超えていること
- ▽次の①〜④のうち、①を含む工事を

行うこと

- ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)【必須】
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

注外気などと接するものの工事に限る。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。

- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせてください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収)の第1〜3期分および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、11月30日(火)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

固定資産税の減額措置
省エネ改修工事

平成20年1月1日に存在し、令和3年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度分に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

注対象面積は居宅部分の120㎡までです。

対象住宅

- ▽専用住宅
- ▽延床面積に対し2分の1以上が居宅部分である併用住宅
- ▽分譲マンションなどの区分所有家(原則、専有部分のみが対象)

注賃貸住宅は除く。

要件

- ▽改修費用の自己負担額が50万円を超えていること
- ▽次の①〜④のうち、①を含む工事を

行うこと

- ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)【必須】
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

注外気などと接するものの工事に限る。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。

- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせてください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の

個人市民税のよくある質問

Q 年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合は?

A 個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住居登録をしている市区町村で課税されます。

そのため、年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

固定資産税の減額措置
省エネ改修工事

平成20年1月1日に存在し、令和3年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度分に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

注対象面積は居宅部分の120㎡までです。

対象住宅

- ▽専用住宅
- ▽延床面積に対し2分の1以上が居宅部分である併用住宅
- ▽分譲マンションなどの区分所有家(原則、専有部分のみが対象)

注賃貸住宅は除く。

要件

- ▽改修費用の自己負担額が50万円を超えていること
- ▽次の①〜④のうち、①を含む工事を

行うこと

- ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)【必須】
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

注外気などと接するものの工事に限る。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。

- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせてください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

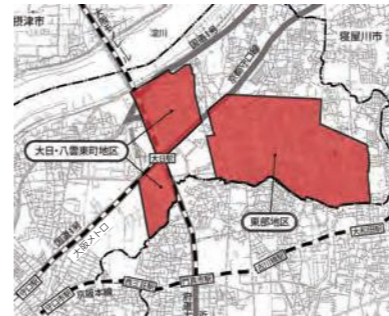
賦課期日現在、住宅を建て替え中の

災害に強いまちづくりを進めています

問 都市・交通計画課 TEL 06-6992-1708

「密集市街地」における住環境の改善や防災性の向上を図るため、大日・八雲東町地区(佐太中町1丁目、大日町2〜4丁目、八雲東町2丁目)東部地区(佐太東町1丁目、金田町1丁目、大久保町1〜3丁目、梶町1〜4丁目、藤田町1〜5丁目)において、老朽木造住宅の除却(解体)の一部助成を行っています。

令和3年度から戸建て住宅も対象となりましたので、当地区で老朽木造住宅の除却を検討されている人はご相談ください。



ヒューマンライツ・フェスティバル 2021

問 人権室 TEL 06-6992-1512

時 12月4日(土)14:00(開場13:30)

場 エナジーホール

内 ▽人権啓発作品(標語)入選者表彰式 ▽管弦楽アンサンブルによるトーク&コンサート「音楽と人権」松本城洲夫氏とアンサンブル・サビーナ

定 先着200人(要事前申し込み)

申 11月1日~

備 手話通訳・要約筆記有り
「人権特設相談」
13:00~16:00



守口市75周年記念特別展示
守口市のあゆみ 過去~現在

問 魅力創造発信課 TEL 06-6992-1356

昭和21年11月1日に守口市制が施行され、今年で75年を迎えます。これを記念して、守口市のこれまでのあゆみを、当時の広報紙(誌)や貴重な写真、資料から振り返ります。

時 11月12日(金)~28日(日)

場 市立図書館1階郷土資料展示室

備 展示時間・休館日は図書館に準じます。



昭和40年代の大日周辺

善意 厚くお礼申し上げます。

【経済的な困窮など事情を抱えた家庭の子どもへの支援のために】

▽寄贈(子ども衣類など)
株式会社アン企画

システム機器入れ替え作業のため 証明書交付業務休止およびサービスの停止

問 総合窓口課 TEL 06-6992-1525

▽大日サービスコーナー証明書交付業務の窓口

注 死亡・死産届の受領および埋火葬許可証の交付は除く

▽コンビニでの証明書交付サービス

時 11月21日(日)および12月26日(日)13:00~終日

開催 第65回市美術展覧会

問 生涯学習・スポーツ振興課
TEL 06-6995-3158

市・市教育委員会・市総合美術協会との共催で、市民を中心とした公募作品による美術展覧会を開催します。この機会に芸術に親しんでみてはいかがでしょうか。

時 11月18日(木)~11月21日(日)10:00~17:00

注 21日は16:00まで

場 守口市役所1階 会議室104~106

展示作品
日本画・洋画、彫刻・工芸、書道、写真

備 優秀作品については、優秀作品展で展示

市美術展覧会 優秀作品展

時 11月25日(木)~28日(日)10:00~17:00

備 ただし28日は15:00まで

場 守口市役所1階 会議室104

